

# いんふおめ。

## 国民年金保険料を納めることが困難なときは

**年金** 市民課年金係  
☎(24)0267  
本庁舎 1階2番

経済的な理由などで国民年金保険料(定額保険料月額1万4,980円)を納めることが困難

なときは、申請により保険料の納付が免除される制度があります。

【免除の対象となる所得基準】本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が左下の表の計算式で算出した所得基準の範囲内であること

【免除になったときの納付額】平成24年度の額は左下の表のとおり

※「免除になったときの納付額」を納めたときは、将来受ける年金額に一部反映されます(反映額は納付額により異なります)。

【免除期間】平成24年7月分〜平成25年6月分

### 【申請に必要なもの】

▼年金手帳(基礎年金番号通知書) ▼印鑑 ▼源泉徴収票など平成23年分の所得を明らかにする書類(平成24年1月1日現在の住所が市外の方) ▼離職日が平成23年3月31日以降の雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証(失業が申請理由の方)

	免除の対象となる所得基準	1か月の納付額	年金額への反映割合
全額免除	57万円+扶養親族の人数×35万円	0円	1/2
1/4納付 (3/4免除)	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など	3,750円	5/8
半額納付 (半額免除)	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など	7,490円	3/4
3/4納付 (1/4免除)	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など	11,240円	7/8

※「免除になったときの納付額」を納めなかったときは、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)になり、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。障がいや死亡など不慮の事態が生じても年金の受け取りができないことがあります。

### ●そのほかの免除制度

30歳未満の方は「若年者納付猶予制度」、学生の方は「学生納付特例制度」があります。いずれも申請が必要になります。ですので、市民課年金係でご相談ください。

## 国民健康保険に加入している方へ

**国保** 国民健康保険課  
国保給付係  
☎(24)0274  
本庁舎 1階3番

市が交付しているつぎの受給者証・受療証の有効期限は平成24年7月31日(火)です。

▼国民健康保険高齢受給者証

▼国民健康保険特定疾病療養受療証  
※新しい受給者証・受療証は7月下旬に住民登録されている住所に郵送します。



## 北海道介護支援専門員実務研修受講試験

**募集** 高齢者支援課  
介護認定係  
☎(24)0298  
本庁舎 1階9番

10月28日(日)に行われる介護支援専門員(ケアマネジャー)実務研修受講試験の試験案内・受験申込書を配布します。

【配布期限】7月25日(水)(土日祝日を除く9時〜17時)

【配布場所】高齢者支援課窓口

※受験申し込み(申込期限7月25日(水))には実務経験を示す添付書類が必要となります。

試験案内・受験申込書などは早めに入手してください。

【申込書の提出先】〒060-0002 札幌市中央区北2西7 北海道社会福祉協議会福祉人材部研修教務課  
☎011(24)3979

## 戦没者追悼式を行います

**くらし** 福祉課総務係  
☎(24)0292  
本庁舎 1階9番

【とき】8月2日(木) 11時〜

【ところ】青葉公園内「恒久平和祈念の碑」前  
※荒天時は千歳小学校体育館で行います。

## 臨床心理士による子育てカウンセリング

**相談** 子育て推進課  
児童相談係  
☎(24)0935  
本庁舎 1階6番

子育ての悩みなどを、臨床心理士に相談してみませんか(無料)。

【対象】18歳未満の子どもの保護者

【とき】7月27日(金)、8月24日(金)、9月21日(金)(10時〜17時)

【ところ】ちとせっこセンター  
※前日までに予約をしてください。